

吉川英一君外 13 名の責任と再生を謳った「見解」による組織混乱を許さず、 新生 J R 東労組運動を全組合員でつくり出す中央本部見解

2019 年 5 月 18 日、制裁審査中の吉川英一君外 13 名から新たな組織混乱を生み出しかねない『「地位保全仮処分命令申立」決定を受けての見解（2019 年 5 月 5 日付）』（以下、「見解」と記す）が、中央本部と各地方本部に届きました。その組織混乱につながるような「見解」を八王子地方本部は中央本部に相談もなく、5 月 20 日付でホームページ上に掲載しました。中央本部は、これ以上の組織混乱を防ぐため、中央本部見解を出すことに至りました。

地位保全仮処分命令申立事件は、2019 年 3 月 26 日に法的判断が下されています。東京地裁は、吉川君ら 6 名の①執行権を有する地位②制裁審査されない地位③組合員権の一部停止措置の停止を求めていることに対して、計 7 回の審議を経て吉川君らの請求をすべて却下しました。

この決定について「見解」では、執行権が認められなかったことをもって役職の辞任を表明すると記載されています。これにより 18 春闘の責任を取ったかのように記載されていますが、役職の任期は終わっていて、執行権がないことは大会および裁判所で判断されています。また、18 春闘の方針提起に至る事実経過や総括視点などを主体的に反省することのない謝罪は、形だけの謝罪にすぎません。

吉川君らの「見解」では、昨年 4 月に開催した「第 35 回臨時大会」をはじめ、「第 36 回定期大会」「第 37 回臨時大会」などは規約違反の「不存在会議」だと主張し、「私たちは、現在の J R 東労組が、「労働組合自体の事業が従来通り行われている」とは思っていません。」と記載しています。しかし、裁判所の「労働組合自体の事業は従前どおり行われていることがうかがわれる」という決定からすると、却下された自らの主張を繰り返しているだけに過ぎません。

「見解」には、14 名は「春闘総括レポート」を作成したと記載されています。その中において、「14 名を制裁にかけ、全ての責任を被せる結果となってしまっている。」「春闘大敗北」総括によって、東労組方針そのものが間違いであったとし、「指名スト」に決起する職場からのたたかひの総括も否定し、今や会社の「操り人形」と化している。」と J R 東労組の「大敗北」総括を否定しています。J R 東労組は、18 春闘における「格差ベア根絶」方針は、到底貫徹できない要求であり、労働組合が掲げる要求ではなかったことを振り返りました。その過程においては、おかしいと思いつつも先頭に立つ指導者に追随してしまった結果、職場の組合員の声を受け止めず、方針貫徹に向けた議論を職場に押しつけていたことも明確にしてきました。それに対し、14 名は J R 東労組の役員としての己が引き起こした 18 春闘という反省に立っていません。よって、新生 J R 東労組運動とは相容れませんが、中央本部は 14 名に責任を被せたことはありません。

また、第 35 回臨時大会の開催を拒もうとした 14 名が問われたことは、労使共同宣言が失効し、18 春闘方針が組合員に否定され、組合員に方針転換を求められた現実に応えたかどうかです。そもそも、規約第 28 条に基づき、代議員定数の 3 分の 1 以上の要求があった場合には、臨時に大会を開催する義務が発生します。その義務に向かわず、「組織混乱」を引き起こしたから制裁が申請されたまでです。

「見解」において、規約の改正は「一部の者での謀議によって強行されたとしか考えられませんが、私たちや3地本の分断と排除を目論んでいると断定できます。」と記載されています。しかし、大会や委員会において、一部の者で規約を改正するのは不可能であり、提出された議事に対し批判は自由ですが、決定された方針に従うのが組合民主主義です。私たち、新生JR東労組は大会・委員会で決定した方針に基づき運動を進めています。

現在、3地本委員長に対し、制裁申請が行われていますが、その制裁事由の一つが19春闘を巡る方針です。第45回定期中央委員会で「格差のないベア」「所定昇給額を算出基礎にしないベア」などといった修正動議が否決されましたが、その否決された方針が3地本の委員会で春闘方針として掲げられ、中央本部は規約第27条（各組織および各級機関は、大会、中央委員会で決定された方針を実践しなければならない。これに反する決定は無効とする。）の違反を通告する事態となっています。

「春闘総括レポート」には、「格差のないベア」「所定昇給額を算出基礎にしないベア」を「3地本が先頭に立ち」たたかう体制を固めると展開されています。このことから、中央本部はこの3地本の春闘方針は、14名の「春闘総括レポート」を基にしたのではないかと考えています。そして、このレポートは、2018年11月発行で、第45回定期中央委員会（2019.2.9）以前に19春闘の方針を出していたこととなります。つまり、一部の者たちで謀議を行い方針を出し、12地本の総団結による19春闘を破壊しようとしたのは14名とそれに追随する者たちです。それを「3地本の分断と排除」にすり替えています。

「見解」の最後には、「JR東労組の再生に向け奮闘することを誓います。」と記載されていますが、「春闘総括レポート」で「簡単に「大敗北」と総括することは間違っていると断言する。そして、その総括は組合員に対する「背信行為」として歴史に刻まれたのであり、指名ストや非協力闘争に決起した全組合員を置き去りにした総括を強要する「現執行部」を許さないたたかいへと運動を創り出していかなければならない」「新たにたたかう「執行体制」を確立していかなければならない。」と記載しています。つまり、14名の言う「再生」とは18春闘を「大敗北」と決定した新生JR東労組運動の排除が目的であり、そのために、新たにたたかう「執行体制」を確立することです。よって、この「見解」を作成し、一方的に各地へ送り付け、組織運営を無視すること自体が組織の混乱を助長させるものです。

制裁審査中の身であるにも関わらず、14名の指導で現在もJR東労組に混乱が持ち込まれ、総団結を阻害する要因となっていることを、JR東労組は絶対に許しません。

中央本部並びに新生JR東労組運動に決起した仲間は、14名の言う「再生」の道は共に歩めない事を宣言します。同時に、この「見解」は、責任・再生と言いつつ、一方的に各地に送り付けられ、新生JR東労組運動の組織混乱を引き起こすものであり、断固許さないことを明確にし、新生JR東労組運動を全組合員でつくり出す決意を述べ、中央本部見解とします。

2019年5月22日
東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員会